

そ の 他 の 要 請 事 項

東京 2020 オリンピック・パラリンピック に向けた取組の推進について

【内閣官房・文部科学省】

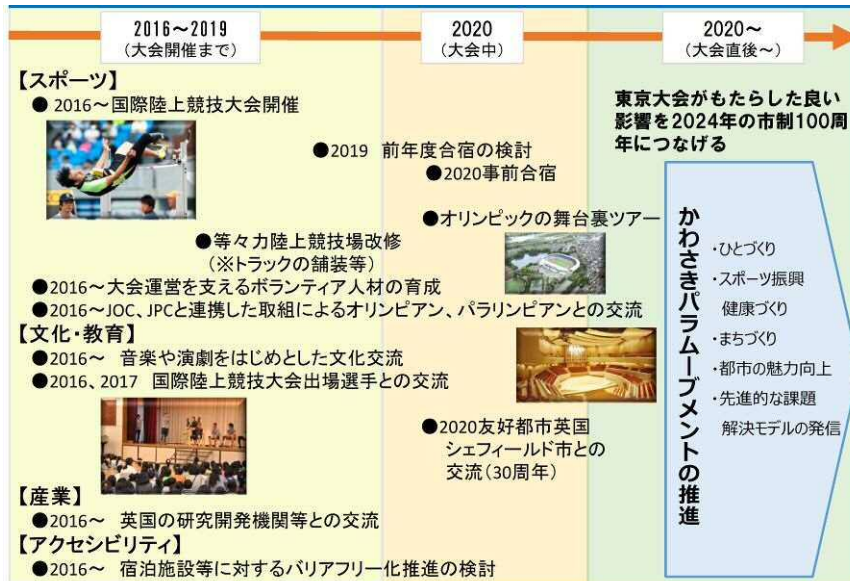
■ 要請事項

- 1 大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流と地域の活性化等に向けたホストタウンの取組の推進のため、交流事業の実施や施設整備に対するさらなる財政措置を講ずること。
- 2 東京大会を契機とした文化芸術施策の推進に向けて、地方自治体が地域の実情に応じて文化プログラムに取り組むことができるよう、財政措置を講ずるとともにプログラム認証の枠組みを早期に構築すること。
- 3 東京2020パラリンピックを契機とした、障害者スポーツの普及促進のため、地域が主体となった取組に対する財政措置と支援事業の拡大を図ること。

■ 要請の背景

- 本市は平成28年1月26日に英国を相手国とするホストタウン登録が決定しています。英国オリンピック代表チームの事前キャンプの受け入れを契機としてスポーツのほか、文化・教育、産業などの分野における交流事業を展開し、東京大会に向けた機運の醸成を図るとともに、開催後も引き続き交流の絆を深めることで、大会がもたらした良い影響を2024年の市制100周年につなげたいと考えています。
- 東京2020大会は文化芸術立国の実現に向けて、各地域がその歴史や地域性を尊重した文化芸術施策を推進する上での絶好の機会です。市民・NPOなど多様な主体との連携により文化プログラムが展開できるよう、柔軟な枠組みと財政的な支援制度が必要です。
- 「かわさきパラムーブメント」の取組を推進する本市は、パラリンピックを未来につなげるダイバーシティとインクルージョンの象徴と捉え、パラリンピックに重点を置く方針としており、スポーツ庁の「地域における障害者スポーツ普及促進事業」を平成27年度から受託し、障害者スポーツ普及に向けた取組を進めています。地域が主体となった取組をさらに促進するため、国の支援制度の充実が必要です。

●ホストタウン構想 川崎市交流計画の概要



●川崎市における文化プログラムの方向性

東京大会を契機に、障害の有無に関わらず文化芸術に親しめる環境づくりや英国との文化交流等を促進するとともに、文化芸術を観光など様々な分野に取り入れ「川崎の文化」を国内外に発信していきます。

I 障害者の文化芸術活動への支援を核とした新しい共生社会の創造

文化芸術の分野において「心のバリアフリー」などの意識改革や「誰もが文化芸術に親しめる環境づくり」などに取り組んでいくことにより、多様性を認め、社会的包摂が進んだ社会の実現を目指します。

II イギリスとの文化交流を核としたプログラムの展開

英国のオリンピックチームの事前キャンプ受け入れを契機として、英国文化の普及や発信に取り組み、異文化交流による相互理解を促進するとともに、自国文化の再発見へとつなげていきます。

III 「川崎の文化」の推進による魅力の発信

川崎独自の文化を「文化プログラム」の核として発信することにより、国内外に川崎の魅力を発信します。

IV 文化施設を核とした魅力発信と回遊性の向上

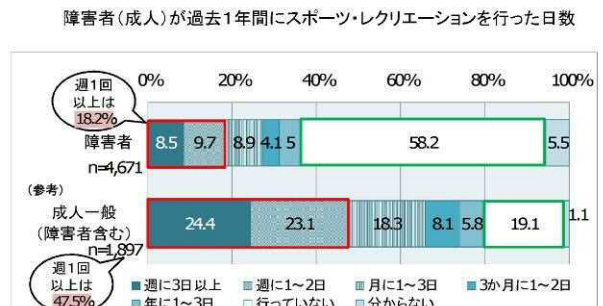
「藤子・F・不二雄ミュージアム」「日本民家園」など多くの海外観光客が訪れる施設や、世界的に評価の高い「ミュージアム・川崎シンフォニーホール」等の文化施設を核として、魅力発信や地域の回遊性の向上に取り組みます。

●障害児・者の推移等について

本市の障害児・者数は年々増加しており、スポーツ実施率の現状からも障害者スポーツのさらなる普及促進が求められています。



出典：川崎市健康福祉年報、健康福祉局調べ



出典：文部科学省委託事業「『健康者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）』報告書」

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための措置について

【厚生労働省】

■ 要請事項

高齢者福祉施設を対象とした大規模修繕等に要する経費の国庫負担（補助）を行うこと。

■ 要請の背景

- 本市では、「第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備の着実な推進に向けた取組を行っています。
- 一方、築20年を超える特別養護老人ホームの老朽化に対応した大規模修繕等が課題となっています。
- 特に、介護保険法施行以前は大規模修繕等に対する引当金の積立には一定の制約があり、また、施設規模を比較的小さく整備していたことから、介護保険による報酬のみでは施設の維持管理が困難な施設が多くなっています。

■ 費用

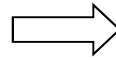
- 平成27年9月現在の修繕工事費所要額積算：約700,000千円

■ 効果等

- 計画的な改修・修繕に加え、予防保全に対して効果的に経費を投入することで、施設の長寿命化が図られ、改築需要の延伸等LCC（ライフサイクルコスト）の縮減効果が期待できます。

高齢者福祉施設整備費の国庫負担

高齢者福祉施設整備費の国庫負担

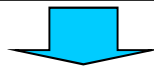


高齢者福祉施設に対する修繕費補助は平成17年度に制度廃止

介護保険法施行前開所の特別養護老人ホーム

平成28年4月1日現在

施設名称	築年数	定数	指定管理
恒春園	37年	60人	
みかど荘	34年	73人	
太陽の園	31年	66人	
柿生アルナ園	29年	80人	
幸風苑	28年	60人	
和楽館	27年	60人	
長沢壮寿の里	27年	53人	指定管理
緑陽苑	26年	70人	
桜寿園	24年	74人	
虹の里	23年	108人	
多摩川の里	22年	84人	指定管理
すみよし	22年	84人	指定管理
こだなか	22年	50人	指定管理
金井原苑	21年	98人	
菅の里	20年	80人	
すえなが	19年	104人	
大師の里	18年	50人	
しおん	18年	25人	
ひらまの里	17年	84人	指定管理

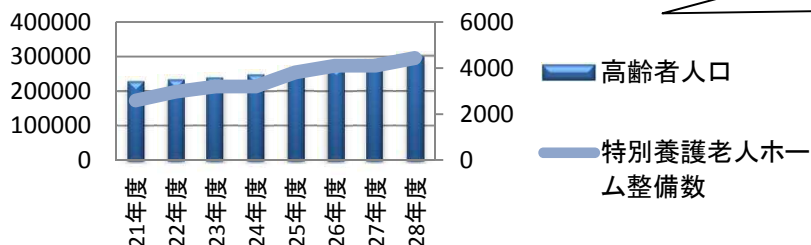


課題：施設老朽化に伴う修繕費用の増大

<参考>

高齢者人口・特別養護老人ホーム整備数の推移

(単位 人・床)



・高齢者人口の増加
・施設整備の必要性
⇒ 整備の推進

「第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、引き続き高齢者福祉施設等の一定の整備を行い、高齢者福祉の充実を図ります。

この要請文の担当課 / 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2647

小児救急医療体制等の拡充について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 小児救急医療支援事業の補助基準額を実態に即したものとなるよう財政措置の拡充を図ること及び周産期母子医療センターの整備・運営に対する財政措置の拡充を図ること。
- 2 小児救急医療を提供する病院を経営する地方自治体に対して、財政措置の一層の拡充を図ること。
- 3 小児救急医療等を確保するため、小児医療の実態を調査し、次期の診療報酬改定に当たっては、実態に即したものとなるよう、その結果を反映させること。

■ 要請の背景

- 急速に進む少子高齢化、核家族化等にみられる市民生活の変化に伴い、医療を取り巻く環境が大きく変わり、特に小児科医の減少などに対応するため、小児救急医療体制の充実に向けた取組が求められています。
- 本市では小児の初期救急については、休日急患診療所に加え市内南中北3か所の小児急病センターで、また、周産期救急医療については、周産期母子医療センターで、それぞれ対応しており、市で運営するほか、小児救急医療等を担う医療機関への支援を行っています。
- さらに、小児医療の安定供給のためには、小児科医を安定的に確保するとともに、小児医療の実態に即した診療報酬体系の構築などにより、小児医療の不採算を原因とする小児科部門の廃止・縮小を防ぐ必要があります。本市では、特に採算性の低い休日や夜間の救急病院への補助等を行っています。
- 小児救急医療体制等にかかる診療報酬の水準は、平成28年度の改定によっても十分とは言えません。小児医療を取り巻く様々な課題に効果的に対処できるよう、実態を調査し、その結果を次期の診療報酬改定に反映させることが求められています。

■ 費用

(単位：千円)

平成28年度予算	総事業費	財 源
小児救急医療関係事業	443,914	国庫補助金 16,314 、県補助金 21,342 一般財源 406,258
市立病院の小児救急医療経費	120,577	医業収益 29,724 、一般会計繰入金 90,853

川崎市の小児救急等医療体制等の拡充

初期救急医療体制

7 休日急患診療所（内科・小児科）
各区 1 か所

南部小児急病センター
（市立川崎病院内）
中部小児急病センター
（日本医科大学武蔵小杉病院内）
北部小児急病センター
（多摩休日夜間急患診療所内）

聖マリアンナ医科大学病院
夜間急患センター

二次救急医療体制

病院群輪番制病院（5 病院・小児科）
南部保健医療圏

市立多摩病院（小児科）
北部保健医療圏

救急告示医療機関

三次救急医療体制・周産期母子医療センター

聖マリアンナ医科大学病院
救命救急センター
総合周産期母子医療センター

日本医科大学武蔵小杉病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

市立川崎病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

小児医療

小児救急等医療体制の維持

財政措置の拡充

- ・小児救急支援事業や周産期母子医療センターの運営
- ・病院等を経営する地方自治体

小児科医師
の減少

川崎市の人口の推移

		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
川崎区	総人口	217,328	216,856	217,235	217,974	219,862
	うち15歳未満	25,380	25,341	25,505	25,748	26,020
幸 区	総人口	154,212	155,071	155,976	157,333	158,663
	うち15歳未満	19,378	19,684	20,054	20,477	20,830
中原区	総人口	233,925	234,732	236,629	239,987	244,363
	うち15歳未満	29,780	29,922	30,265	30,772	31,576
高津区	総人口	217,360	219,215	221,364	222,721	224,710
	うち15歳未満	29,469	29,657	29,855	29,896	30,004
宮前区	総人口	218,867	220,448	222,362	222,756	224,648
	うち15歳未満	32,682	32,734	32,822	32,509	32,488
多摩区	総人口	213,894	213,490	213,375	213,728	214,138
	うち15歳未満	25,562	25,265	24,992	24,781	24,453
麻生区	総人口	169,926	170,961	172,223	173,697	174,659
	うち15歳未満	23,320	23,563	23,642	23,836	23,866
合 計	総人口	1,425,512	1,430,773	1,439,164	1,448,196	1,461,043
	うち15歳未満	185,571	186,166	187,135	188,019	189,237

15歳未満の人口増加に対応するためにも、財政措置の拡大が必要

成人ぜん息患者医療費助成事業について

【環境省】

■ 要請事項

川崎市の成人ぜん息患者医療費助成制度を自立支援型公害健康被害予防事業として認定し、事業経費を助成対象とすること。

■ 要請の背景

- 国は、平成20年度からぜん息患者の疾患の回復や予防を行うことへの支援を目的とした自立支援型予防事業を創設し、(独)環境再生保全機構を通じて地方自治体からの要望を聴取のうえ重要性の高い事業を実施し、日常生活の中でぜん息患者の憎悪予防・健康回復を図っています。
- 本市では、すでに平成19年1月から市内のぜん息患者の健康回復及び福祉の増進を目的とした「成人ぜん息患者医療費助成制度」を独自事業として実施しています。
- 本市が実施している事業は、国が新たに創設した事業と対象者や目的を同じくし、ぜん息患者の健康回復の観点からも継続していくべき重要な支援策と考えており、重積発作予防等のための治療支援による予防の観点からも、国からの支援が必要と考えています。

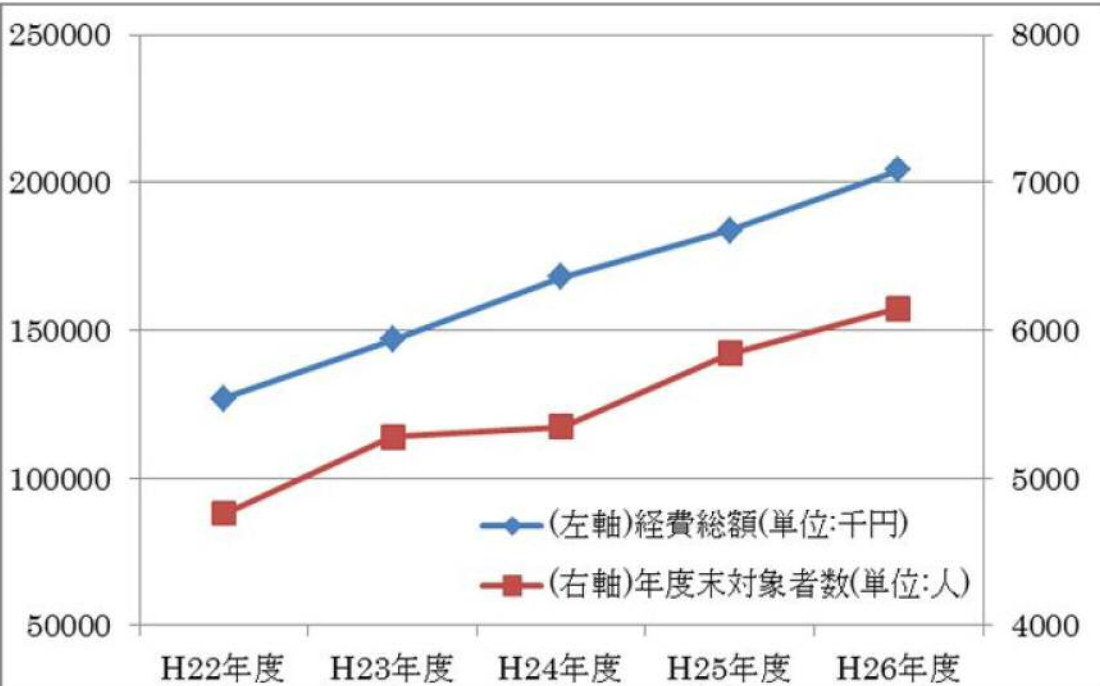
■ 費用

○ 成人ぜん息患者医療費助成の推移			※全額本市負担		単位：千円
年 度	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 決算	H26 決算
扶 助 費	104,619	121,988	140,172	154,324	171,411
助成経費	22,252	24,702	27,715	29,325	32,764
合 計	126,871	146,690	167,887	183,649	204,175

■ 効果等

- 成人ぜん息患者医療費助成制度を、安定して継続的に実施していくことが可能となります。

川崎市成人ぜん息患者医療費助成事業概要

制度開始	平成19年1月					
対象地域	市内全域					
対 象 者	対象疾病(気管支ぜん息)にかかっている満20歳以上の者 (公健法・市条例等による認定者及び喫煙者を除く) 川崎市に引続き1年以上住所を有する者 医療保険各法により、医療に関する給付を受けられる者 (自己負担割合が1割以下の者を除く) 所得制限なし					
審 査	認定審査を実施					
助成範囲	本人負担分の一部を助成					
財源負担	市の全額負担(一般財源)					
経費総額 及び 対象者数 の推移	経費の推移 (単位: 千円)					
	年 度	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 決算	H26 決算
	扶 助 費	104,619	121,988	140,172	154,324	171,411
	助成経費	22,252	24,702	27,715	29,325	32,764
	合 計	126,871	146,690	167,887	183,649	204,175
	対象者数の推移					
	年 度	H22 末	H23 末	H24 末	H25 末	H26 末
	対象者数	4,755 人	5,279 人	5,344 人	5,842 人	6,149 人
						
	(左軸)経費総額(単位:千円) (右軸)年度末対象者数(単位:人)					
H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度						

この要請文の担当課／健康福祉局保健所環境保健課 TEL 044-200-2435

予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」に従い、任意予防接種については、早期に定期接種化すること。
- 2 定期予防接種については、国の責任において、必要とする国民すべてが等しく接種できるよう、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。

■ 要請の背景

- 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、「ワクチンギャップに対応するため、必要なワクチンについては定期接種として位置づける」とされました。これを受け、平成25年度から子宮頸がん等ワクチン接種事業が予防接種法改正により定期予防接種となり、平成26年度に水痘及び成人用肺炎球菌の2ワクチンが定期接種に追加され、平成28年10月からB型肝炎についても定期接種化される見通しです。

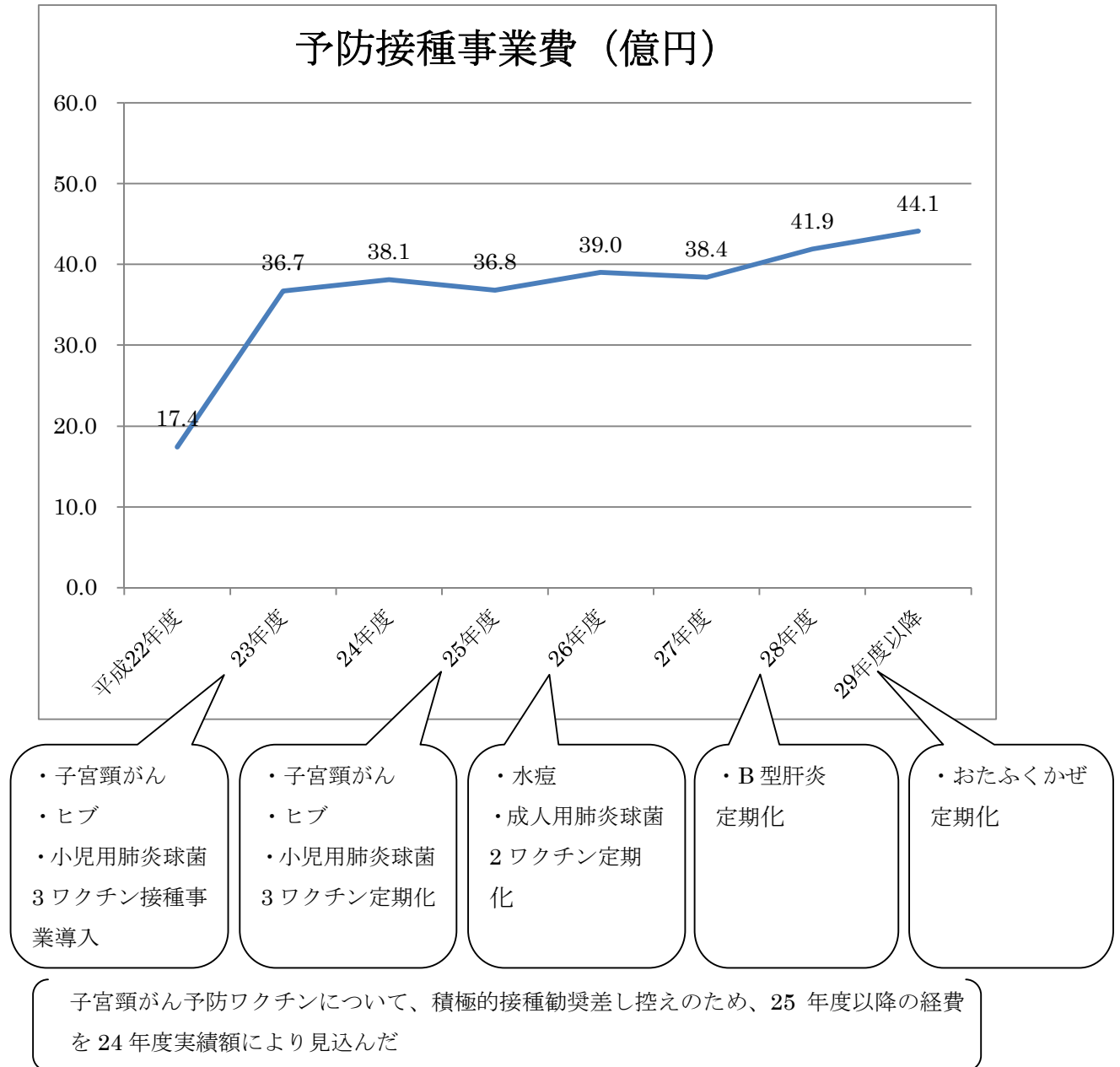
また、任意予防接種の取扱いやあり方についても検討が続いており、おたふくかぜをはじめ、さらなる定期予防接種の増加が見込まれます。

- 予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、全額公費負担（インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症予防接種は一部自己負担あり）で実施しています。予防接種法に基づかない任意予防接種は、原則、全額自己負担となっています。
- 本来、予防接種は国の責任において必要とする国民すべてが等しく接種できるようにするべきものです。定期予防接種に係る経費については、平成25年度に地方交付税による財政措置の拡充がなされたところですが、交付税措置ということから、予防接種にかかる財源が明確にならず、地方自治体により負担の差が発生します。制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、必要な財源は交付税措置ではなく、全額国庫負担とする必要があります。

■ 効果等

- 定期予防接種となることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防されます。
- 国による費用負担の導入により、地方自治体の負担が軽減され、接種勧奨等により取り組めることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防されます。

本市における予防接種事業の財政負担



任意接種の B 型肝炎・おたふくかぜの 2 ワクチンが定期予防接種化された場合の本市負担額

38億円→44億円

定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。

住宅・建築物の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

建築物等の耐震化をはじめとした総合的な耐震対策や密集市街地の改善、高齢者等の居住の安定確保に向けて、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 首都直下型地震等の発生の切迫性が指摘されるなか、建築物が集積し甚大な地震被害が想定される本市では、既存建築物の耐震化の促進や密集市街地の改善が急務であり、これまでも耐震対策等の制度拡充に努めてまいりました。今後も、住宅・建築物の耐震性等の一層の向上を図るため、各種施策の取組により、まち全体の総合的な耐震化や密集市街地内の住宅の不燃化等を推進する必要があります。
- また、高齢者や障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、公営住宅の整備など、安全・安心な暮らしを支える良質な住宅の供給に向けた取組を推進する必要があります。

■ 費用

- 平成29年度計画事業費 約43.0億円（国費 約20.7億円）
 - ・ 住宅・建築物の耐震対策事業 約4.5億円（国費 約1.7億円）
 - ・ 密集市街地の改善事業 約1.4億円（国費 約0.7億円）
 - ・ 公営住宅整備事業等 約37.1億円（国費 約18.3億円）

■ 効果等

- 住宅・建築物の耐震性、耐火性向上による安全性の確保
- 良質な住宅の供給による高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定

住宅・建築物の耐震対策事業等

建築物の耐震化の更なる促進を図るために、平成27年度に改定を行った新たな「川崎市耐震改修促進計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

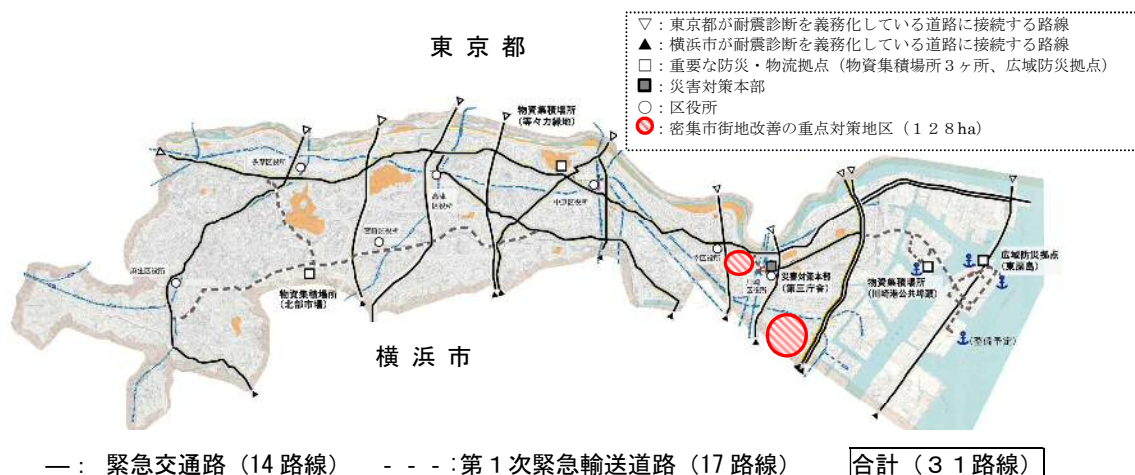
■住宅・建築物の耐震化事業（民間建築物）

目標：住宅及び特定建築物の耐震化率を平成32年度末までに95%とする。

（平成27年度末の耐震化率：住宅及び特定建築物共に92.4%）

主な取組

- ・木造住宅耐震対策・民間マンション耐震対策・特定建築物等耐震対策
- ・耐震診断義務化沿道建築物耐震対策



沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定路線図

■住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）

目標：重点対策地区内の焼失棟数を平成32年度末までに3割減とする。

主な取組

- ・密集住宅市街地整備促進事業、老朽建築物除却事業、住宅不燃化促進事業 など

公営住宅整備事業等

■市営住宅整備事業

- ・末長住宅、中野島住宅、久末住宅、南平耐火住宅、初山住宅、有馬第2住宅（全7棟 362戸）

■高齢者、障害者等の居住の安定

- ・マンション共用廊下等段差解消工事、子育て等あんしんマンション事業 など

これらの取組により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 TEL 044-200-2731
まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 TEL 044-200-2993
まちづくり局指導部建築管理課 TEL 044-200-3017

消防施設及び緊急消防援助隊の整備について

【総務省】

■ 要請事項

- 1 消防施設等の整備について、必要な財政措置を講ずること。
- 2 緊急消防援助隊の整備について、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市においては、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという法（消防組織法）の趣旨のもと、災害時の防災拠点となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、さらなる消防力の充実・強化を図っています。
- 防災拠点となる消防施設の老朽化対策や消防職員の災害対応力を向上させるための訓練施設の整備など消防署所等の早期改築・改修が求められており、消防指令システムについても、安定稼働と他の業務との連携強化を図り災害対応力を向上させるための更新整備など、事業の推進が喫緊の課題とされています。
- 指定都市は、大規模な災害等に即応するため、消防車両等の充実強化を図り、一度強化した装備についても、その消防力を維持するため計画的な更新整備が必須であり、災害発生時には広域的に消防・救助活動を展開する役割を有しております。
- 整備費用の財政負担も大きく、国の補助金について、緊急消防援助隊設備の更新より新規整備が優先される配分方針や交付額の合計が9,500万円（零細補助基準額）に満たない場合は交付決定を受けられない採択基準の見直しを要望します。

■ 費用

- 平成29年度計画事業費
 - ・ 消防施設整備事業等 約17.8億円
 - ・ 緊急消防援助隊設備整備事業等 約4.0億円

■ 効果等

- 補助金交付を受け、整備計画の前倒しによる、大規模災害への対応力の早期確立

消防施設整備事業等

区 分			平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業概要	消防庁舎	航空隊庁舎整備	新設 (本体工事等)	新設 (解体工事等)	—
		宮前消防署 宮崎出張所整備	—	—	改築 (設計等)
		多摩消防署 宿河原出張所整備	—	—	改築 (設計等)
		庁舎長寿命化対策	王禅寺改修 (設計等)	王禅寺改修 (改修工事)	荻宿・子母口 改修(設計等)
	消防施設	訓練塔・補助訓練塔	補助訓練塔改築 (本体工事等)	主訓練塔改築 (本体工事等)	—
		臨港消防署 千鳥町出張所棧橋	改築 (本体工事等)	—	—
	消防団	高津消防団 高津分団二子班	改 築 (本体工事等)	—	—
	耐震性貯水槽		新 設 (4基)	新 設 (5基)	新 設 (5基)
	消防情報通信の高度化		新システム構築	新システム構築	非常用 発電機工事
	合計(概算)		約14. 8億円	約17. 8億円	約2. 9億円

緊急消防援助隊設備整備事業等

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業概要	消防自動車等	8台	8台	10台
	救急自動車	5台	6台	3台
	ヘリテレ電送システム	1 施設 (機上設備整備)	—	—
	消防艇整備	—	設計等	建造
	合計(概算)	約3. 9億円	約4億円	約9. 9億円

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課 TEL 044-223-2512
消防局総務部施設整備課 TEL 044-223-2548
消防局警防部指令課 TEL 044-223-2544

石油コンビナート地域の強靱化について

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 国が公表した首都直下地震被害想定及び南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告等を踏まえ、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性を検証して必要な見直し等を行い、耐災害性の向上や防災体制の強化を図ること。
- 2 事業者が実施する液状化対策や津波対策、護岸の改修等の減災対策への支援の継続と拡充に取り組むとともに、定期改修等が年度当初に行われる場合であっても、合わせて事業者が活用可能となるよう、柔軟な制度運用を図ること。
- 3 施設の経年劣化に対する維持管理技術の開発や情報提供を行うこと。また、経年劣化した配管等の施設改修へのインセンティブを向上させる取組を進めること。
- 4 事業者がコンビナート保安人材を育成・確保できるよう、必要な支援を行うこと。
- 5 省庁間の連携を継続・強化し、石油コンビナート地域の強靱化を総合的に推進すること。

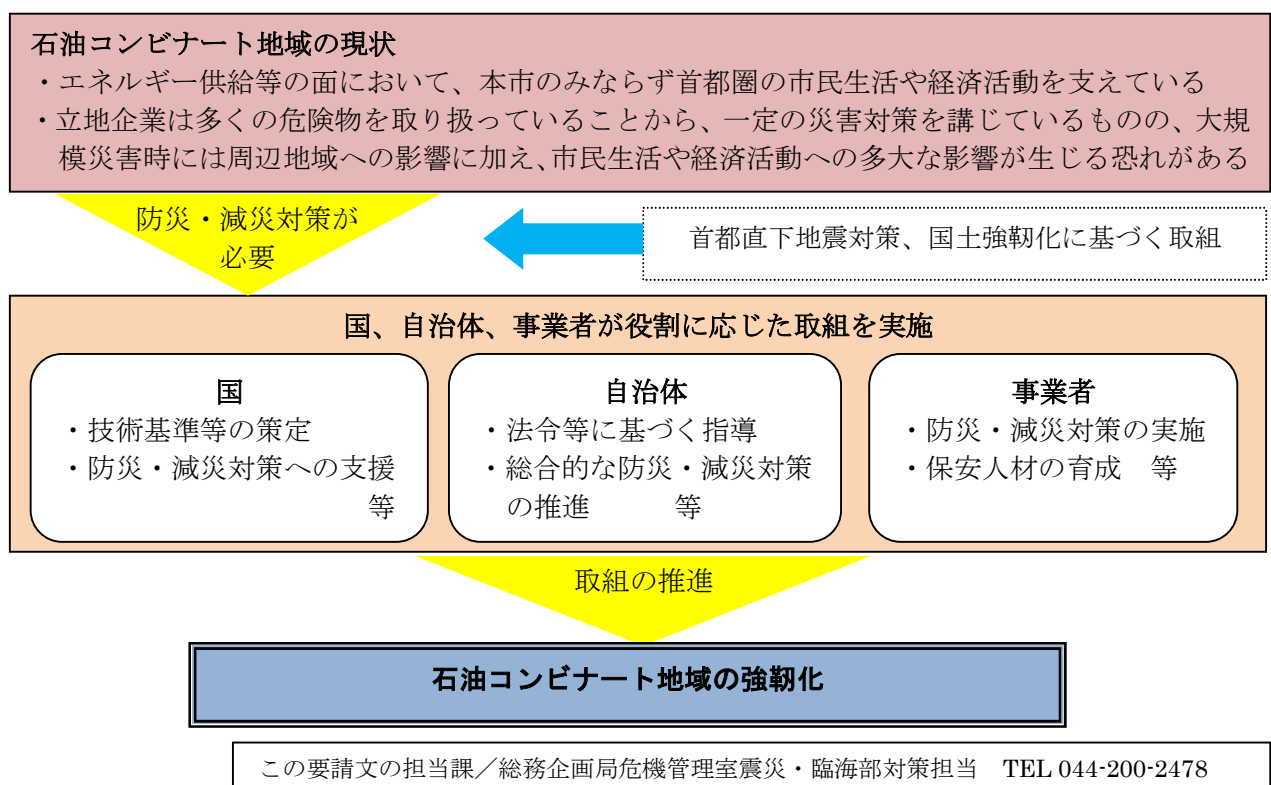
■ 要請の背景

- 臨海部の石油コンビナート等特別防災区域等に立地する企業は、法律等に基づいて一定の災害対策を講じています。しかしながら、首都直下地震被害想定においては、危険物・コンビナート施設に関して東京湾沿岸において流出約60施設、破損等約730施設の被害が想定されており、周辺地域への影響に加え、首都圏全体の市民生活や経済活動への多大な影響も懸念されることから、想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。

- 国においては、東日本大震災を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しの検討や検証を実施するとともに、災害時のエネルギー安定供給の観点から石油出荷設備等の強化に要する費用を補助するなどの取組や、関係省庁による連絡会議が設置されておりますが、引き続き強靱化に向けた取組を推進することが必要です。
- 本市では、臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的として、平成25年4月に川崎市臨海部防災対策計画を策定し、石油コンビナート地域における総合的な防災・減災対策を推進するとともに、平成28年3月に川崎市国土強靱化地域計画を策定し、強靱化に関する取組を総合的かつ計画的に推進しております。
- 石油コンビナート地域における事前防災・減災対策の考え方に基づく強靱化については、国、自治体及び事業者が役割に応じた取組を実施することが必要となりますので、国においては防災・減災対策の公的な支援の必要性、あり方について検討するとともに、実効ある対策を推進することが必要です。

■ 効果等

- 防災力、耐災害性の向上による首都圏の市民生活及び経済活動への影響の軽減
- 災害時におけるエネルギーの安定供給と速やかな復旧・復興



五反田川放水路整備事業に対する財政措置について

【国土交通省】

■ 要請事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として、時間雨量 50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところであります。
- 近年、局地的な集中豪雨や観測史上の記録を上回る大雨、都市化の進展等により、都市型水害が深刻になっております。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇が生じ、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっており、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路整備事業を進めています。

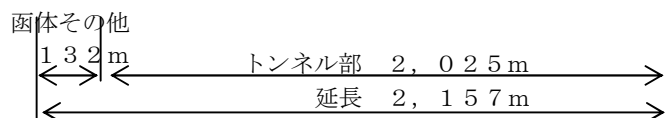
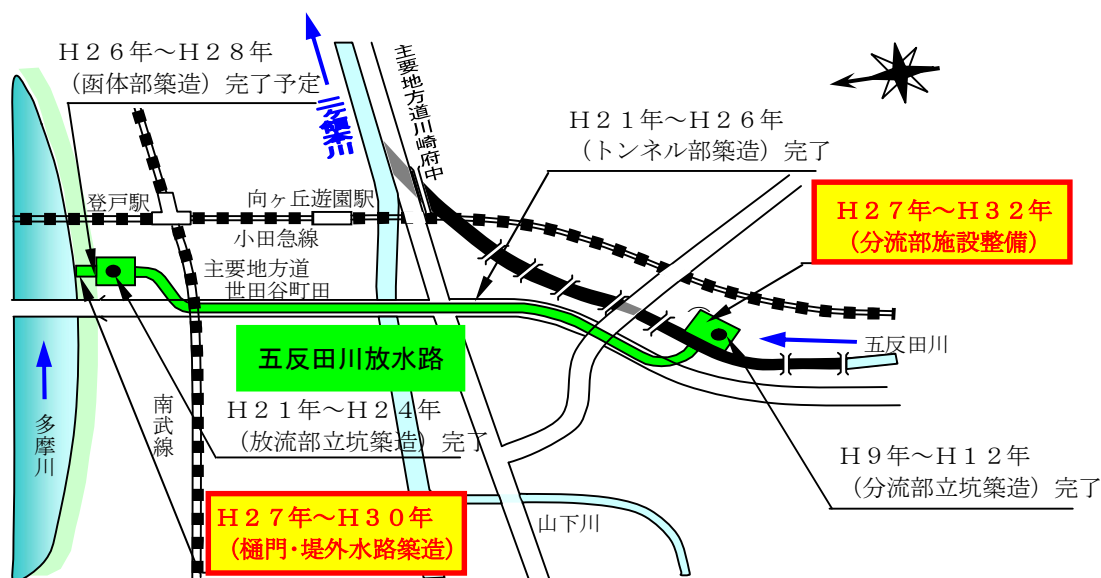
■ 費用

- 総事業費 約280億円（国費 約81.2億円 県費 約81.2億円）
- 平成29年度事業費 約22.8億円（国費 約5.6億円 県費 約5.6億円）

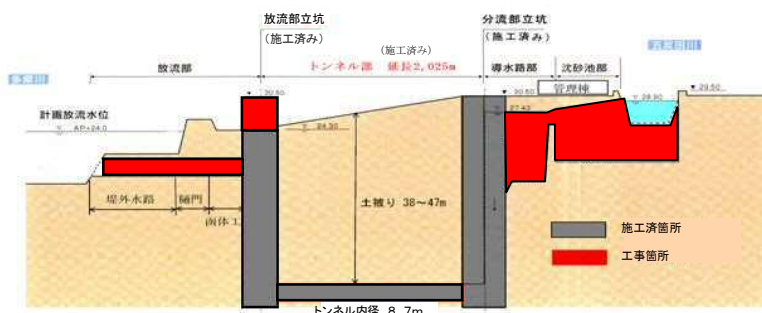
■ 効果等

- 五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路を整備することで、放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川は、現況断面で将来計画である時間雨量90mm対応となります。
- 面積約341ha、約7,100戸の浸水被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要



縦断図



トンネル部状況

- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～平成32年度（平成31年度から暫定供用）
- 総事業費 約280億円
- 事業の概要 延長2,157m
（うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m）
計画高水流量 150 m³/s

○今後の費用の見込み

（単位：億円）

事業名称		H27まで	H28予算	H29計画	H30計画	H31計画	H32計画	合計
五反田川 放水路 整備事業	事業費	約 178.3	約 19.5	約 22.8	約 25.2	約 16.7	約 17.1	約 279.6
	うち国費	約 53.1	約 5.0	約 5.6	約 8.0	約 5.0	約 4.5	約 81.2
	うち県費	約 53.1	約 5.0	約 5.6	約 8.0	約 5.0	約 4.5	約 81.2
	うち市費	約 72.1	約 9.5	約 11.6	約 9.2	約 6.7	約 8.1	約 117.2

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2905

河川管理施設の老朽化対策の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

長寿命化・老朽化対策を着実に推進するための防災・安全交付金の対象を拡大すること。また、大規模河川管理施設機能確保事業の対象要件の緩和、中小河川の維持・修繕に関わる交付金制度を創設すること。

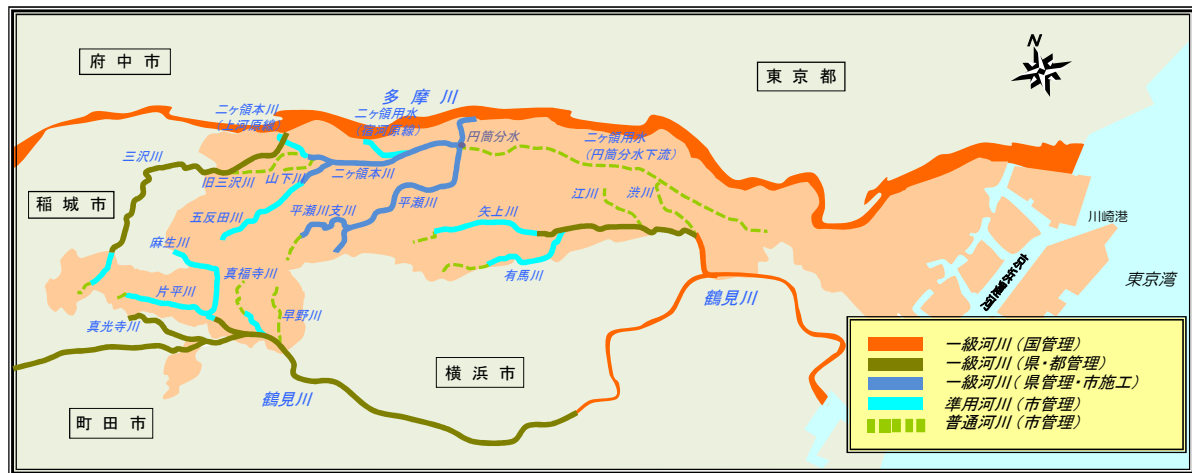
■ 要請の背景

- 本市の維持管理する河川延長は約 38km ありますが、そのうち、約 60%に当たる約 23kmが、改修後 40 年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっていることから安全面と機能面での改善を図ることが喫緊の課題となっております。
- 本市では、年間約 3 億円程度の予算で日常の維持管理及び補修工事を行っており、老朽化した河川管理施設の修繕のための財源確保に非常に苦慮しております。
- 河川の維持管理につきましては、河川維持管理計画を策定し計画的に取り組むものとしております。
- 河川管理施設の堤防、護岸等については平成 25 年 6 月の河川法の一部改正により維持・修繕に係る内容が規定されましたが、現行の交付金制度には、中小河川の堤防や護岸等を維持・修繕するための要件はなく、適切な維持管理・更新を実施していくため、新たな交付金制度の創設が必要です。

■ 効果等

- 本市における河川の護岸等管理施設は改修後 40 年以上経過したものが多く、計画的に維持補修・更新することで機能を回復させる等、施設の延命化・トータルコストの縮減を図り河川の安全性を確保します。

川崎の河川



河川整備状況一覽

	河川名	総延長	1960年代 (S35)	1970年代 (S45)	1980年代 (S55)	1990年代 (H2)	2000年代～ (H12)	経過
一級	平瀬川	7,560 m		4,072 m	2,440 m	1,048 m		概ね40年以上
一級	二ヶ領本川	6,060 m		3,391 m	1,485 m	1,174 m	10 m	概ね40年以上
一級	五反田川	1,480 m		100 m	582 m	798 m		概ね40年以上
一級	平瀬川支川	2,330 m		1,071 m	648 m	66 m	535 m	概ね40年以上
準用	五反田川	3,275 m	1,934 m	109 m	1,139 m	93 m		概ね40年以上
準用	三沢川	1,380 m	210 m	0 m	1,020 m	120 m	30 m	概ね40年以上
準用	二ヶ領用水 (宿河原線)	2,200 m			1,780 m	420 m		概ね30年以上
準用	二ヶ領本川 (上河原線)	1,200 m			1,200 m			概ね30年以上
準用	矢上川	2,480 m	1,625 m	855 m				概ね40年以上
準用	有馬川	3,635 m	655 m	2,930 m				概ね40年以上
準用	真福寺川	1,045 m		366 m	679 m			概ね30年以上
準用	麻生川	2,905 m	1,670 m	1,235 m				概ね40年以上
準用	片平川	2,355 m	1,053 m	1,260 m		42 m		概ね40年以上
小計		37,905 m	22,536 m		15,308 m			
補修対象年度割合			59.5 %		40.4 %			

- ・本市の管理する一級河川及び準用河川において約60%が改修後40年以上を経過している。

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

今後の整備区間として位置付けられた多摩川右岸の高規格堤防整備事業について、着実な整備の推進を図ること。

- ・ 戸手地区の早期完了に向けた上流部の事業推進
- ・ 殿町地区における土地利用更新等の機会を捉えた機動的な対応

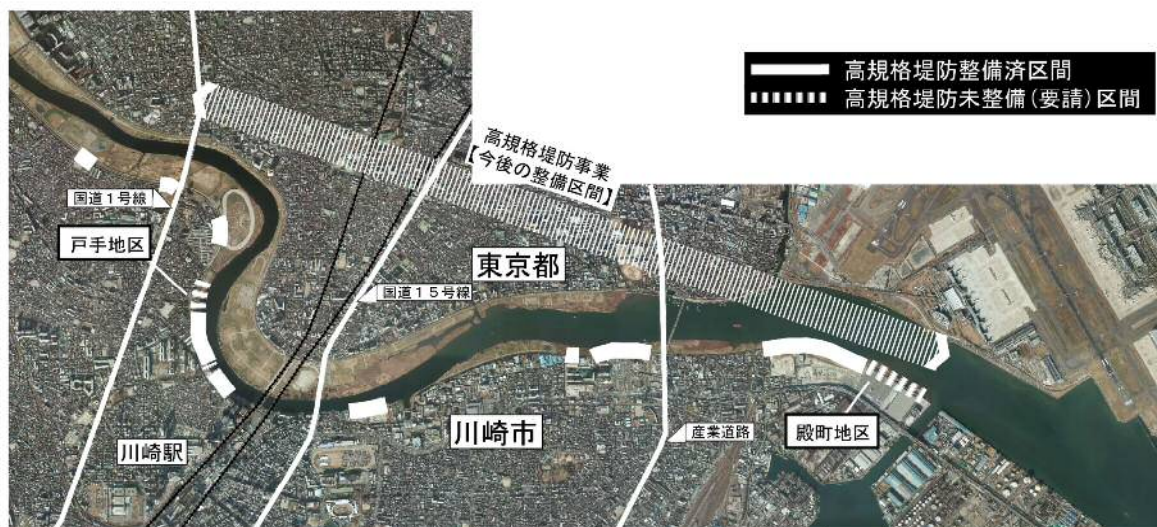
■ 要請の背景

- 高規格堤防については、平成23年12月の第7回「高規格堤防の見直しに関する検討会」において、人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間に大幅に絞り込んで整備するとされ、多摩川については、下流域から国道1号線付近までが今後の整備区間として位置付けられました。
- 整備区間内の戸手地区については、高規格堤防の整備を前提としたまちづくりが進められており、また、増水時に度々冠水し、堤防が決壊すると川崎駅周辺地区などにおいて甚大な人的被害が発生する恐れがあるなど、整備緊急度の高い地域となっているため、残る上流部についても整備を推進し、早期に完了する必要があります。
- 殿町地区については、羽田空港との近接性等を活かした「国際戦略総合特区」並びに「国家戦略特区」の指定を受け、ライフサイエンス・環境分野の高度な先端技術を有する研究機関等が集積した研究開発拠点の形成が進んでいるところです。未整備区間においても既に施設の整備が行われている状況ではありますが、同地区の治水安全度の向上を図るためにも、土地利用の更新等の機会を捉えて、機動的に対応していく必要があります。

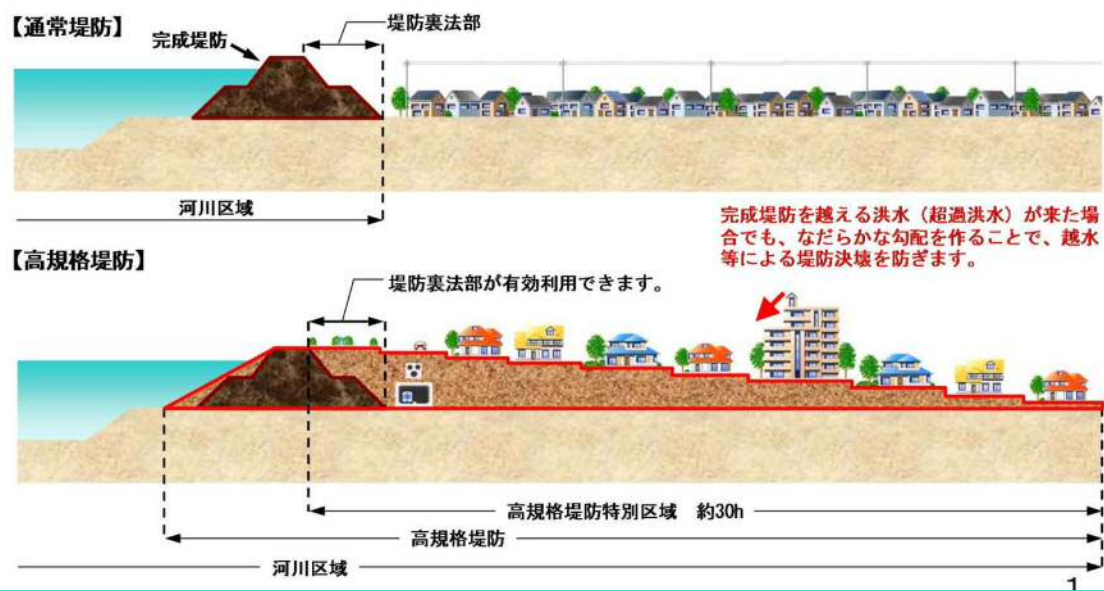
■ 効果等

- 高規格堤防の整備により、周辺地域全体の治水安全度の向上が図られます。
- 高規格堤防の整備に併せたまちづくりにより、良好な住環境の形成が図られます。

戸手地区・殿町地区（位置図）



高規格堤防整備事業（概要）



戸手地区



殿町地区



この要請文の担当課 / まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-3011・2730

エネルギーに関する取組の推進について

【経済産業省・環境省】

■ 要請事項

- 1 低炭素社会の実現、自立分散型エネルギーシステムやスマートシティの構築に向けて、最先端の環境機器及び次世代自動車等の導入や関連する技術開発を促進するための財政措置を講じること。
- 2 電力需給などエネルギーに関するデータは、取組を効果的に推進する上で、基礎となる重要な情報であることから、誰もが的確に把握できるような仕組みを構築すること。
- 3 電力小売の全面自由化において、安定的な電力供給の確保、電気料金の最大限抑制、需要家の選択肢や事業者における事業機会の拡大など、適正な制度運用を図るために必要な措置を講じること。

■ 要請の背景

- エネルギー政策は、国が行う重要な政策の一つですが、本市では、平成 27 年 5 月に「川崎市エネルギー取組方針」を策定し、めざす姿として、「最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進する都市」、「多様な主体が、エネルギーの利用について、自ら考え、行動する都市」を掲げ、関係した取組を連携させて、エネルギーに関する取組を総合的に推進しているところです。
- 最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネを推進するためには、効率の向上や製造コストの削減などの技術開発を促進するとともに、市民や事業者の導入を促進するような支援制度が必要です。
- 多様な主体がエネルギーの利用について、自ら考え行動するためには、エネルギー状況の把握が重要であることから、市民・NPO・事業者・大学・研究機関など、誰もがエネルギーの状況を的確に把握できる仕組みが必要です。
- 平成 28 年 4 月に電力小売の全面自由化が開始されたことにより、様々な事業者が電気事業に参入する可能性があり、家庭や中小企業の事業者などを含む全ての消費者が、電気事業者を自由に選択できるようになることから、電気事業者の登録に係る審査をより精緻に実施するとともに、電気事業者に関する的確な情報提供が求められます。

川崎市エネルギー取組方針の概要

エネルギー等に関する本市の特徴や強みを活かしながら、これまで推進してきたエネルギーの取組や、東日本大震災後の状況変化、さらに国内外のエネルギーに関する動向等を踏まえた上で、「“川崎らしい”エネルギーの取組」を推進することとし、2つのエネルギーに関する都市像をめざしていきます。

本市の特徴・強み

- ◆ 優れた環境技術・環境産業の集積
- ◆ 環境意識の高い市民等との協働の取組
- ◆ 多種多様なエネルギー供給施設の立地
- ◆ 見学・学習可能な環境・エネルギー関連施設の集積

“川崎らしい”エネルギーの取組

“川崎らしい”エネルギーの取組の推進により「めざす姿」

◆最先端の技術を取り入れた
創エネ・省エネ・蓄エネの総
合的な取組を推進する都市

◆多様な主体がエネルギーの
利用について、自ら考え、行
動する都市

取組の方向性

①エネルギーの有効利用、将来性・経済性、災害時対応等を見据えた主体的な取組の推進

市民・NPO・事業者・市などの多様な主体が、エネルギーを自らの問題として捉え、持続可能な市民生活や安定した事業活動など、市域における全ての活動の基盤となる「エネルギー」の有効利用、将来性・経済性、災害時対応等を見据えた取組を主体的に推進します。

②エネルギーを「よりクリーンな方向」へ

既存のエネルギーポテンシャルなど、本市の地域特性を活かしながら、環境に配慮したエネルギー拠点として、水素などの次世代エネルギーの取組を推進し、エネルギーを「よりクリーンな方向」へリードしていきます。

③エネルギーの取組を国内外へ発信

“川崎らしい”エネルギーの取組を市域だけでなく国内外へと発信し、新たなエネルギーの価値と本市のブランド力を高めていきます。

微小粒子状物質（PM2.5）削減の取組について

【環境省・経済産業省・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 国民の健康を保護するため、微小粒子状物質（PM2.5）の挙動や揮発性有機化合物（VOC）由来の二次生成機構等の実態を早急に解明するとともに、国内における排出抑制策を推進すること。
- 2 発生源等の実態把握については、国が主体となって地域ごとの特色を考慮した調査を行うとともに、自治体が独自に行う調査に対して必要な財政措置を講ずること。
- 3 越境汚染対策のための国際的な取組を推進すること。
- 4 PM2.5の主要な原因物質の一つであるVOCの排出抑制対策として、ガソリン蒸気回収装置等の普及に向けた推進策を講ずること。

■ 要請の背景

- PM2.5の効果的な対策を検討するためには、PM2.5の様々な原因物質の発生源とその排出実態を明らかにするとともに、大気中の複雑な化学反応で生成される二次生成粒子の影響が大きいことから、この生成機構等を早急に解明する必要があります。また、平成27年3月にまとめられた「微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について（中間取りまとめ）」を踏まえて、着実に対策を推進する必要があります。
- PM2.5が高濃度に至る原因は、国内の発生源寄与とあわせて、越境汚染の寄与も推定されております。また、国内の発生源については、地域ごとに特色がみられます。このため、効果的な対策を進めるには、国が主体となって地域ごとの詳細な調査を行うとともに、自治体が独自に発生源等の調査を行う場合には多大な財政負担となることから、国の財政支援が必要となります。
- 大気汚染が問題となっている諸外国において、わが国が公害克服に努めてきた経験及び先進的な環境技術による国際貢献が重要であり、現在、国が進めている二国間連携などの取組を推進する必要があります。
- PM2.5の主要な原因物質の一つとなっているVOCの対策として、既に欧米においては、燃料供給施設側や自動車構造側での燃料蒸発ガス対策が実施されており、わが国においても給油時等における対策を行う必要があります。現在、中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車排出ガス専門委員会で対策が検討されているところですが、早期に結論を取りまとめ、ガソリン蒸気回収装置等の普及に向けた推進策を講ずる必要があります。

PM2.5 の対策に関する問題点及び課題

PM2.5 の対策に関する現状の問題点等

- 発生源及び広域影響等の解明が未だ十分ではなく、総合的かつ広域的な対策が打ち出されていませんが、早急に環境改善に資する取組が求められています。
- ⇒ PM2.5 に関する知見を集積し、広域影響や二次生成機構等を解明すること。また、「微小粒子状物質の国内における排出抑制対策の在り方について（中間取りまとめ）」を踏まえて着実に対策を推進すること。
- 越境汚染については、実態の解明が不十分ではあるものの、国内への影響は一定程度あると考えられています。また、越境汚染への社会的関心が高まるとともに、健康への影響も懸念されています。
- ⇒ 越境汚染の影響を調査するとともに、国内の先進的な環境技術を用いた国際的な取組により、越境汚染の改善を図ること。

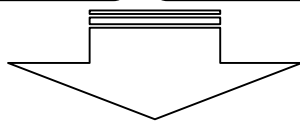
PM2.5 対策の取組の現状と国への要望

自治体による取組

- PM2.5 の常時監視
- PM2.5 の成分分析
- 上記の測定体制の整備
- PM2.5 削減対策の検討
- 発生源の実態調査

広域連携による取組

- 国立環境研究所、地方環境研究所などと連携した広域調査による実態調査
- 発生源解析、高濃度解析等による実態把握
- 対策につながる基礎的資料の蓄積
- 二国間連携による国際的な取組



PM2.5 の削減対策に必要な国の対応

- 1 PM2.5 の挙動や二次生成機構等の実態を早急に解明するとともに、国内における排出抑制策を推進すること。
- 2 自治体と連携して PM2.5 の発生源調査を実施し、必要な財政支援を行うこと。
- 3 越境汚染対策については、国際的な取組をより一層推進すること。
- 4 VOC の排出抑制対策として、ガソリン蒸気回収装置等の普及に向けた対策を推進すること。

自動車環境対策の推進について

【環境省・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 川崎市内、特に臨海部における大気環境改善を図るため、車両代替による低公害・低燃費車の普及促進に向けた財政的支援について、内容を拡充し、今後も継続して実施すること。
- 2 環境ロードプライシングによる首都高速湾岸線への転換等について、引き続き広報活動による普及拡大を図るとともに、平成 28 年 4 月からの新たな料金体系について、その効果の把握及び検証を行い、一層の交通量・交通流対策を推進すること。

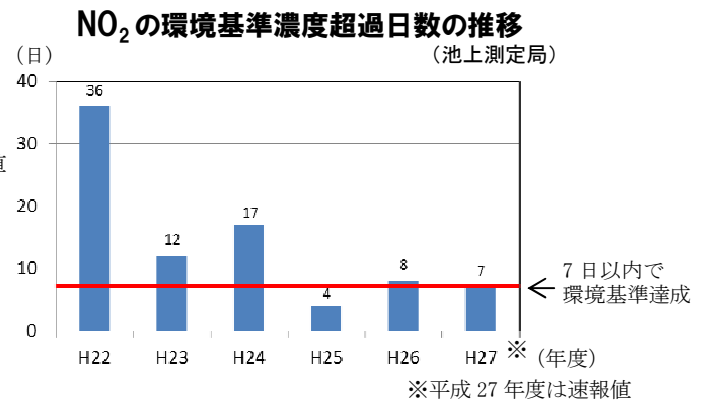
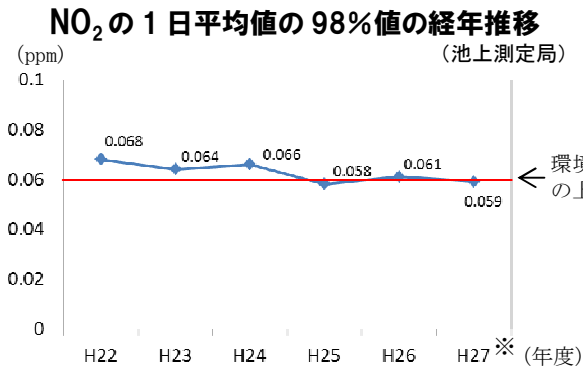
■ 要請の背景

- 川崎市では、昭和 49 年度から二酸化窒素（以下、 NO_2 ）濃度の常時監視を開始し、現在 18 測定局で測定を行っております。平成 25 年度に池上自動車排出ガス測定局（臨海部の産業道路沿道に設置）で初めて環境基準を達成した後、平成 26 年度は非達成となりましたが、平成 27 年度に再び環境基準を達成しました。
今後とも NO_2 環境基準を継続して達成するため、引き続き臨海部の道路沿道における NO_2 削減に向けた取組が必要です。さらに、羽田空港の機能強化や川崎港東扇島～水江町地区臨港道路整備事業などにより、臨海部において交通量の増加が見込まれることから、対策を強化する必要があります。
- 大気環境改善を図るためには、低公害・低燃費車の普及促進が効果的であり、長期規制以前の車両が最新の規制に適合する車両へ代替されることで、窒素酸化物の排出量が約 1／7 以下に低減されます。国が平成 26 年度から 3 か年の予定で実施している代替助成においては、一層の車両代替を促進させるため、助成額・中小事業者以外も対象とするなど内容を拡充し、平成 29 年度以降も継続して支援することが必要です。
- NO_2 環境基準を継続的に達成するため、引き続き産業道路及び周辺道路を走行する車両を他の道路へ誘導することが必要です。そのため、環境ロードプライシングによる首都高速湾岸線への転換等について、引き続き広報活動による普及拡大を図るとともに、平成 28 年 4 月からの新たな料金体系について、その効果の把握及び検証を行った上で、一層の交通量・交通流対策を推進することが必要です。

NO₂ 環境基準の継続的達成に向けた現状と課題

【現状と課題】

- 平成 25 年度：池上測定局で初めて環境基準を達成した結果、全測定局で環境基準を達成
- 平成 26 年度：池上測定局のみ環境基準を非達成
- 平成 27 年度：全測定局で環境基準を達成



NO₂ 環境基準

「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。」

環境基準達成の評価

「年間の 1 日平均値の 98% 値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。」
(NO₂ の濃度の 0.06ppm 超過日数が 7 日以内であれば環境基準達成と評価される。)

臨海部における大気環境改善を推進し、池上測定局における NO₂ 環境基準を継続的に達成するため引き続き産業道路を走行する車両からの排出ガス削減に向けた取組が必要です。

【大気環境改善に向けた本市の取組】

○エコ運搬制度

大気環境の改善及び地球温暖化防止のため、市条例により市内荷主が、運送事業者に対して、エコドライブや低公害・低燃費車の積極的使用など環境に配慮した運搬（エコ運搬）を要請することを義務付けています。



○産業道路クリーンライン化

産業道路の大気環境改善のため、低公害・低燃費車の優先使用、産業道路から湾岸線等への迂回など市が設定した取組メニューについて、事業者が可能な取組を選択実施することにより、自主的な取組を促進しています。

○交通量・交通流対策の推進

交通環境配慮行動メニューやイベントによる普及啓発など、産業道路を走行する大型車について、湾岸線等の他の道路への転換・誘導を促すための取組を推進しています。



廃棄物処理施設整備事業の推進について

【環境省】

■ 要請事項

循環型社会形成を推進するために必要な廃棄物処理施設の整備事業として、橘処理センター及び堤根処理センターの建設に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市では、4つの処理センターで廃棄物を処理していましたが、将来にわたり安定的かつ効率的な処理を継続して行うため市内4つの処理センターの敷地を有効活用し、全体で3つの処理センターを稼働し、うち1つを休止、建設中とする3処理センター体制へ平成27年度に移行しました。
- 現在は、休止中の橘処理センターの建替に向け各種手続等を実施しており、計画的な建替が必要となっています。また、平成34年度に予定している堤根処理センターの建替に向け現況調査等を進めています。

■ 費用

- 平成29年事業費

橘処理センター整備事業

- ・ 建設工事総合評価支援業務委託（2年契約2年次目）

予定額15,551千円

（国費 約 5,000千円）

- ・ 橘処理センター解体撤去工事（2年契約2年次目）

予定額1,464,000千円

（国費 約220,000千円）

堤根処理センター整備事業

- ・ 地質調査業務委託

予定額8,619千円

（国費 約 1,700千円）

- ・ 基本計画策定業務委託（3年契約1年次目）

予定額4,564千円

（国費 約 1,500千円）

橘処理センター整備事業

施設・処理能力

- ・ ごみ焼却処理施設 600 t／日（200 t／日×3 炉）
- ・ 資源化処理施設 ミックスペーパー 45 t／5 時間

事業年度

- ・ 平成 27 年度～平成 28 年度 建設工事発注仕様書作成
- ・ 平成 28 年度～平成 29 年度 建設工事総合評価支援業務
- ・ 平成 28 年度～平成 29 年度 橘処理センター解体撤去工事
- ・ 平成 29 年度～平成 34 年度 ごみ焼却処理施設及び資源化処理施設建設工事



橘処理センター完成イメージ図

堤根処理センター整備事業

施設・処理能力

- ・ ごみ焼却処理施設 未定

事業年度

- ・ 平成 26 年度～平成 31 年度 現況調査及び測量実施
- ・ 平成 29 年度～平成 32 年度 基本計画及び整備計画策定
- ・ 平成 30 年度～平成 34 年度 環境影響評価手続
- ・ 平成 34 年度～平成 43 年度 解体撤去工事及びごみ焼却処理施設等建設工事

この要請文の担当課／環境局施設部施設建設課 TEL 044-200-3995

緑地保全事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 緑地保全事業は、市民の健全な生活環境の確保に加え、生物多様性の保全や地球温暖化対策等の推進に寄与することから、緑地の買入れや施設整備、緑地の再生に向けた萌芽更新などに対する必要な財政措置を講ずること。
- 2 緑地の減少に歯止めをかけるため、緑地保全に係る相続税等の負担軽減措置や、相続税における物納制度の柔軟な運用等、税制上の優遇措置を拡充すること。

■ 要請の背景

- 本市では、緑の基本計画に基づき、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向け、緑地保全目標（平成29年度までに272haの保全）を掲げ取組を進めています。
- 保全した緑地を良好に保全し管理するために、市民等との協働による保全管理活動を進めておりますが、管理施設や斜面地の保全を図る施設の整備が必要となっています。また、保全された緑地の景観、生態系を再生させるために、持続的な林床管理と樹木の萌芽更新が必要となっています。
- 本市は市域の約88%が市街化区域であり、首都圏の中心部に位置しております。そのため土地需要が旺盛であり、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっていることから、相続税などの税制の優遇措置の拡充が必要となっています。

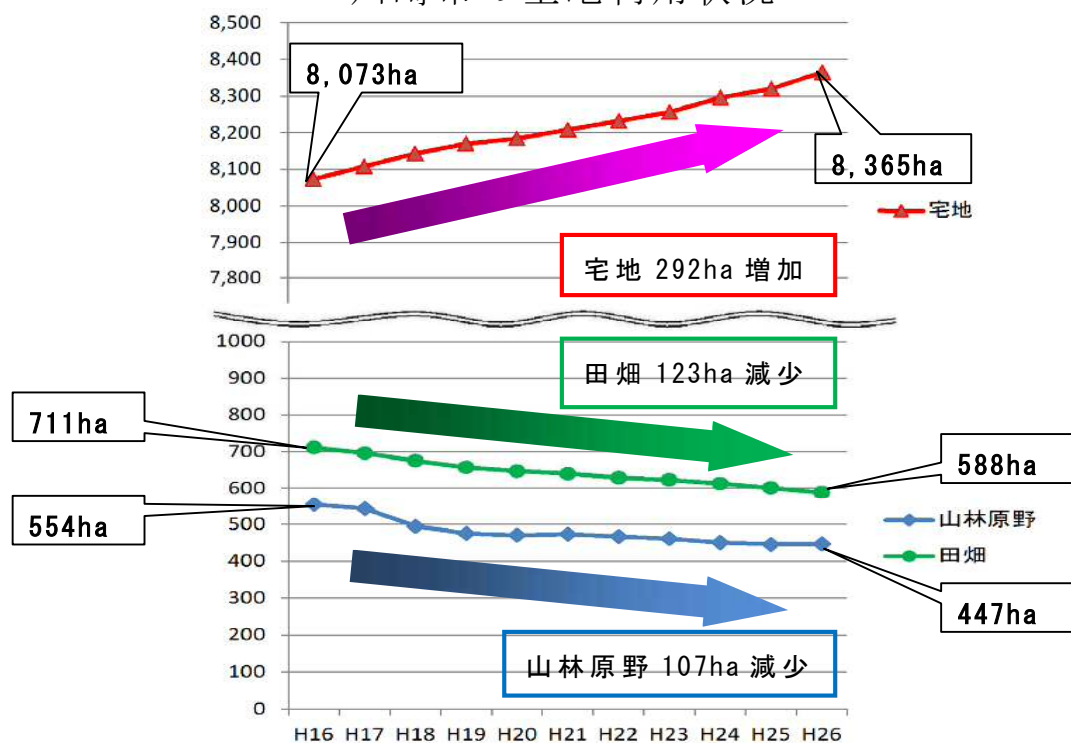
■ 費用

- 平成29年度事業費 約10億円（国費 約3.7億円）
 - ・ 特別緑地保全地区用地取得費 約3ha 約8億円（国費 約2.7億円）
 - ・ 特別緑地保全地区整備費 約2億円（国費 約1.0億円）

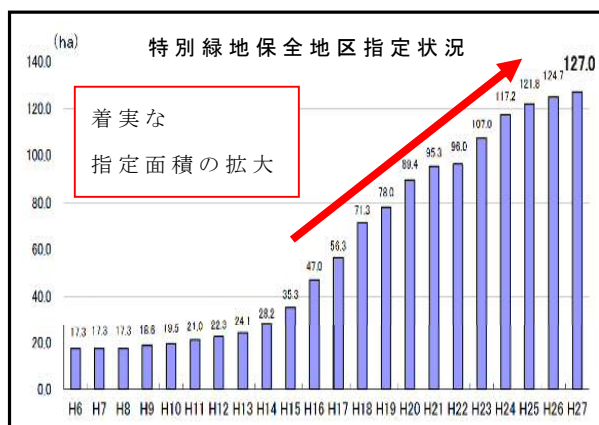
■ 効果等

- 都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上など。

川崎市の土地利用状況



緑地保全の取組を着実に進める必要があります。



里山の風景（岡上丸山特別緑地保全地区）



市民協働による保全管理活動



緑地保全と斜面安定の両立（ノンフレーム工法）

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2381

公園等整備事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

公園における防災機能の充実や公園施設の長寿命化、本市の大規模公園である生田緑地や富士見公園の再編整備などに必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 地域コミュニティの場となる公園は、本格化する少子高齢化を見据え、公園施設のバリアフリー化を進めています。また、発生が想定されている「首都直下地震」等では甚大な被害が想定されており、防災・減災対策の充実を図るための施設を整備しています。
- 公園施設の老朽化対策として、戦略的な維持管理・更新を推進し、長寿命化を図っています。
- 本市最大の緑地である生田緑地は、多様な主体が参加し、生物多様性に配慮した施設整備を進めています。また、菅生緑地では里山の景観を活かした施設整備を進めており、富士見公園は都市のオアシス空間として、緑豊がなくつろぎの場やレクリエーション活動の場などの創出に向けた、公園の再整備を進めています。

■ 費用

- 平成29年度公園緑地整備事業費 約8.3億円（国費約3.9億円）
 - ・用地取得費 約1.9億円（国費約0.7億円）
 - ・整備費 約6.4億円（国費約3.2億円）

■ 効果等

- 公園のバリアフリー化、災害時における防災機能向上による安全安心なまちづくり
- ライフサイクルコストを縮減し、適切なサービス水準の確保
- ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、水源・湧水地の保全等
- 市民の健康増進、レクリエーション機能、都市景観の向上



図 川崎市事業位置図

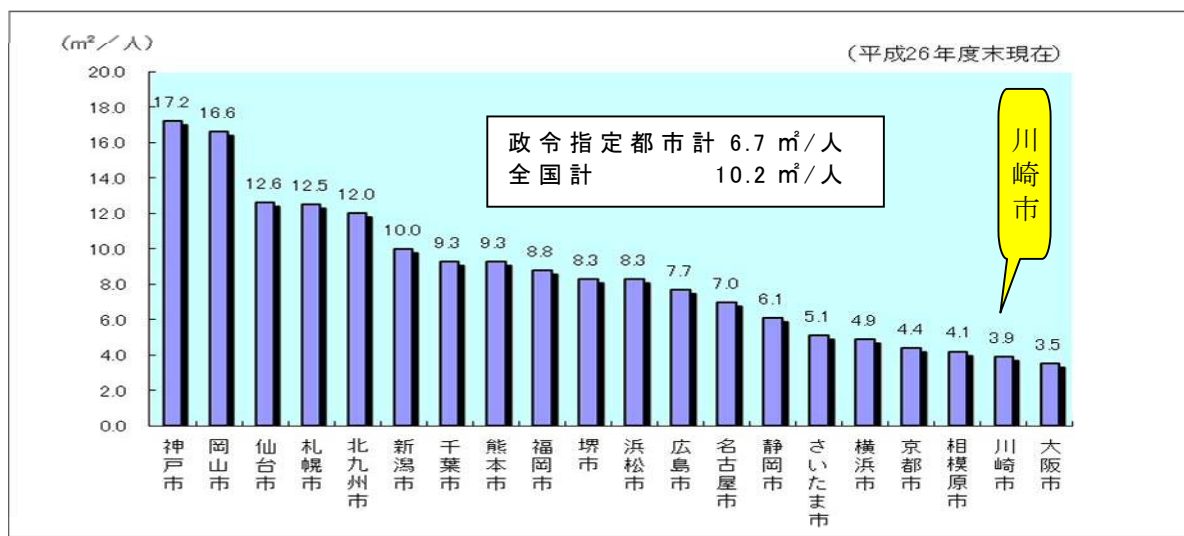


図 一人あたりの都市公園面積 政令指定都市比較

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2390

等々力緑地再編整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

災害時の広域避難場所・活動拠点及びスポーツ・レクリエーションの拠点となる等々力緑地の再編整備の推進に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 等々力緑地は、本市の広域拠点である小杉駅周辺地区に隣接しており、武蔵小杉駅周辺の大規模な再開発事業等も進む中、平成２７年度に陸上競技場の第１期整備（メインスタンド）が完了し、引き続き広域拠点としての玄関口にふさわしい都市景観の形成など、魅力を高めるまちづくりにつなげる必要があります。
- 広域避難場所である等々力緑地は、災害時の活動拠点としての整備や、防災機能の強化が必要となっており、災害時に消防の活動拠点となる硬式野球場を平成２８年度から３０年度まで整備するため、事業費の増大が見込まれており、国の財政支援が必要不可欠となっています。

■ 費用

- 平成２９年度計画事業費 約２８億円 （国費 約７．５億円）

■ 効果等

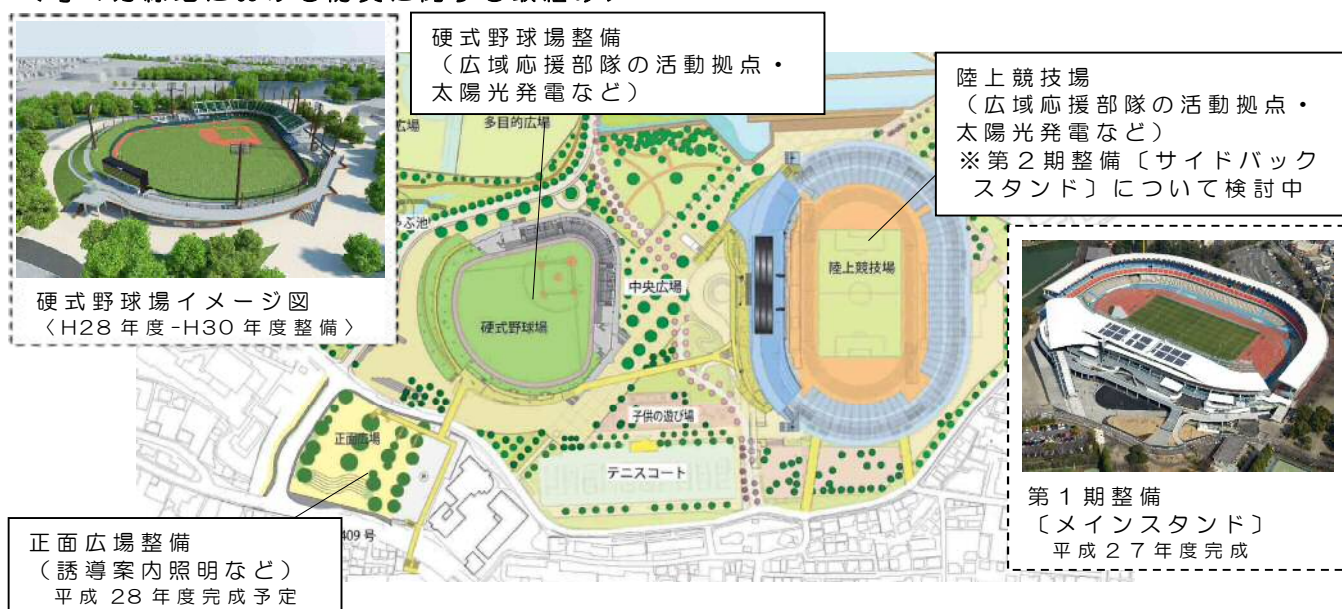
- 災害時の活動拠点としての活用（広域避難場所としての機能充実）
- 防犯性や安全性の向上により安全・安心なまちづくりへの寄与
- 利用者の利便性の向上と周辺まちづくりと連携した地域の賑わいの創出



都市公園事業（等々力緑地）

広域避難場所である等々力緑地において、陸上競技場や硬式野球場等の施設を、災害時の活用や、通常時は地域の交流拠点となるよう整備を行います。

＜等々力緑地における防災に関する取組み＞



今後の費用の見込み

（単位：億円）

事業名称		H28 予算	H29 計画	H30 計画	H31 計画
硬式野球場整備	事業費	約 15.2	約 28.0	約 16.4	0
	うち国費	約 5.0	約 7.5	約 6.0	0
正面広場整備	事業費	約 0.7	0	0	0
	うち国費	約 0.4	0	0	0
中央広場等整備	事業費	0	0	約 7.0	約 3.0
	うち国費	0	0	約 3.5	約 1.5
合 計	事業費	約 15.9	約 28.0	約 23.4	約 3.0
	うち国費	約 5.4	約 7.5	約 9.5	約 1.5

この要請文の担当課／建設緑政局等々力緑地再編整備室 TEL 044-200-2417

水道施設耐震化の推進について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 大規模地震などの災害発生時においても施設の被害を最小限にとどめ、安定給水を確保するため、基幹施設の耐震化対策について、必要な国庫補助制度の要件緩和及び財政措置を講ずること。
- 2 災害発生時に被害を受けやすい老朽管路の更新を加速し、耐震化を促進させることについて、必要な国庫補助制度の要件緩和及び財政措置を講ずること。

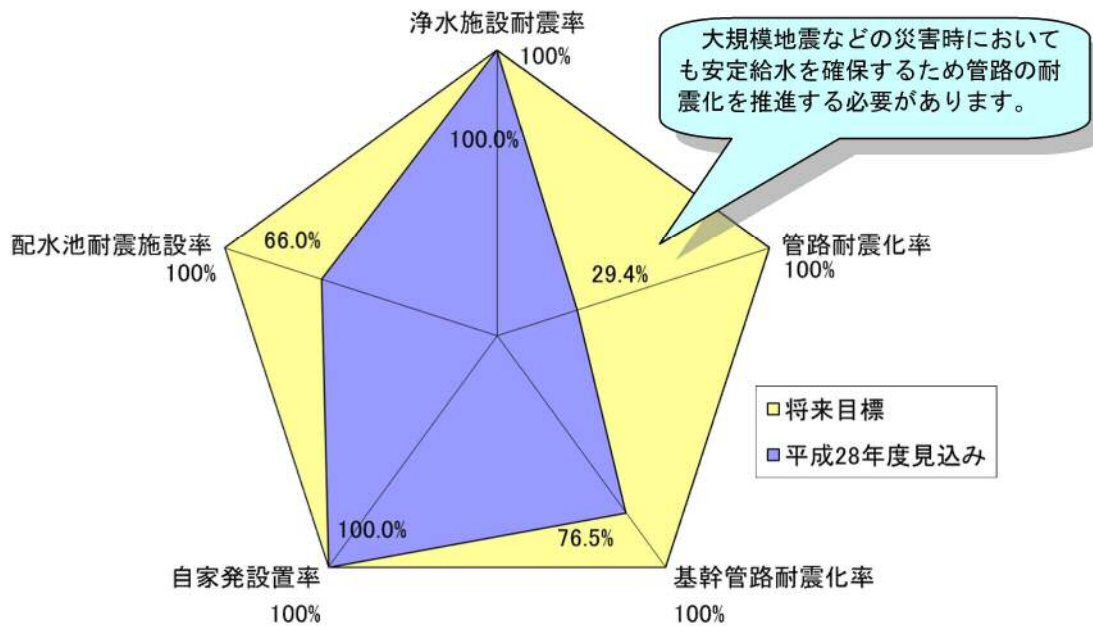
■ 要請の背景

- 戦後の高度経済成長期に行われた拡張事業により築造された配水池などの基幹施設は、老朽化が進行し、耐震性が課題となっており、大規模災害発生時にも安全・安定給水を維持し、耐震化を推進することが必要です。
- 昭和40年代に集中的に整備された水道管路は、今後一斉に更新時期を迎えることとなり、大規模災害時においても市民生活に欠かせない水道の供給を継続させるため、老朽管路の更新を継続的に実施し、耐震化を推進することが必要です。
- 今後、更なる水道施設の耐震化対策等を推進していくためには、多額の事業費を要しますが、財源の多くを水道料金で賄うことは、使用者の負担増加を招き、極めて困難な状況であることから、所要の財政措置等が必要です。

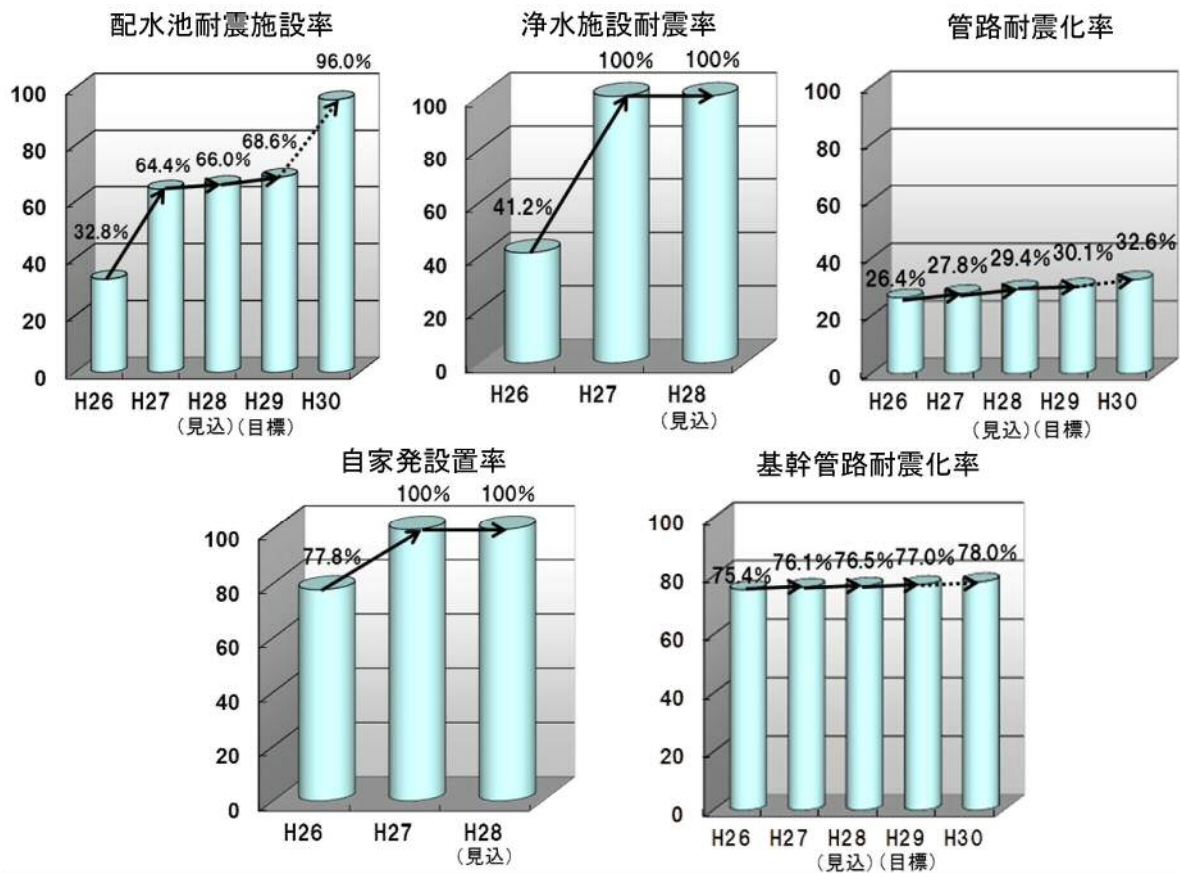
■ 費用

- 平成29年度計画事業費 約76億円（国費 約1.7億円）

川崎市水道事業の計画と現状



川崎市水道事業の現状と平成 29 年度目標値



この要請文の担当課／上下水道局水道部水道計画課 TEL044-200-2496

放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰の 取扱いについて

【内閣府・国土交通省】

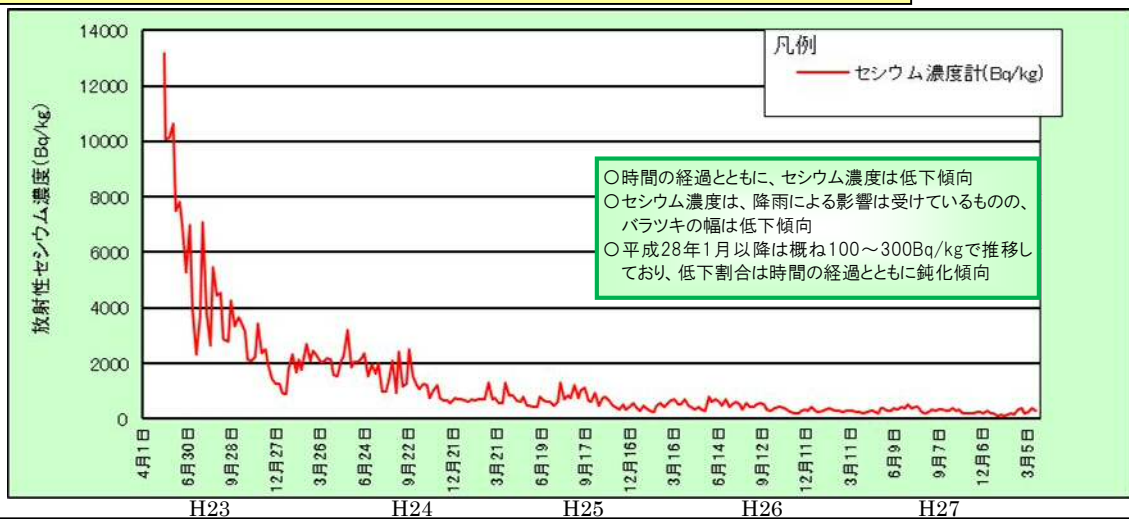
■ 要請事項

- 1 放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰の円滑な処分等に向けて、基準の妥当性・安全性について明確に示すとともに、地域の実情に応じた対応について必要な措置を講ずること。
- 2 放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰の一時保管等の経費に対しては、地方の負担とならない万全の補償が確実に行われるよう、必要な支援を講ずること。

■ 要請の背景

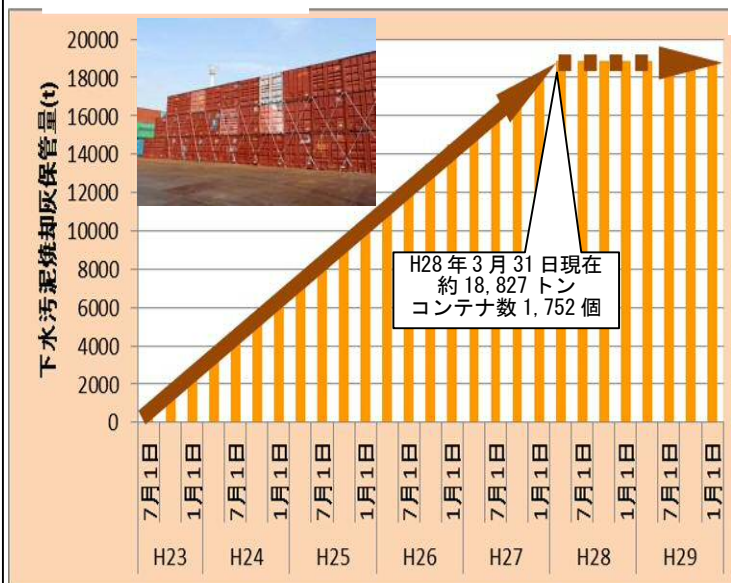
- 放射性物質の濃度が低下した新たに発生する下水汚泥焼却灰については、平成28年4月より試験埋立を開始したものの、保管している下水汚泥焼却灰については、未だ資源化や最終処分には至っておらず、その開始には市民等の理解を得る必要があることから、処分等に係る基準の妥当性・安全性について市民等の理解を得ることが出来る根拠を明確に示す必要があるとともに、水面埋立地しか有していない等、本市の実情に応じたさらなる措置が必要です。
- 保管等の追加的支出のうち、既にその一部について東京電力（株）より支払いを受けていますが、引き続き万全の補償が確実に行われるよう、財政措置を含めた国による支援が必要不可欠です。

入江崎総合スラッジセンターにおける下水汚泥焼却灰の放射能測定結果



処分に係る本市の実情(下水汚泥焼却灰の保管量及び管理型処分場の現況)

【保管量の推移】



【本市唯一の管理型処分場】



放射性物質が検出されたことにより新たに要することとなった経費のイメージ

